

# 海幸金沢販売店登録制度要綱

(令和4年9月27日決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、海幸金沢を販売する店舗の登録制度の実施について必要な事項を定めることにより、消費者に広く海幸金沢を周知するとともに、海幸金沢の購入を通じて金沢の生産者を応援するという機運を醸成し、海幸金沢の生産振興や消費の拡大、ブランド力の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海幸金沢 金沢市内で水揚げされた水産物。
- (2) 登録販売店 金沢市水産物ブランド化推進協議会（以下「登録機関」という。）が認定した海幸金沢の販売店。

## (登録の要件)

第3条 登録販売店は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 金沢市内で水揚げされた水産物を積極的に販売していること。
- (2) 適切な仕入れルートを有すること。

## (登録の申請)

第4条 登録申請しようとする者は、登録機関に対し、登録機関が必要とする申請書及びその他の書類を提出しなければならない。

## (登録の認定)

第5条 登録機関は、前条の規定による申請があった場合、登録の要件に基づき内容を審査し、登録認定の可否を決定し、審査結果を申請者に通知する。また、必要に応じて現地調査を実施する。

2 登録販売店への登録に係る手数料は、無料とする。

## (登録の表示)

第6条 前条の規定により登録の認定を受けた登録販売店は、当該店舗に登録機関が発行する登録証を表示することができるものとする。

## (登録の有効期間)

第7条 第5条による登録の有効期間は認定の日から起算して3年を経過した日以後の最

初の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録販売店が、登録の有効期間終了後引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間の更新を申請することができるものとする。

2 前項の規定により登録期間の更新を申請する登録販売店は、その登録の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに更新の手続きを行うものとする。なお、更新手数料については、無料とする。

3 第1項の規定により更新される登録の有効期間は、第5条の規定による登録の有効期限の満了する日の翌日から3年間とする。

(登録機関の支援)

第9条 登録機関は、登録販売店に対して、次の各号の事項について積極的に支援していくものとする。

- (1) 商品パッケージ等に使用する海幸金沢ブランドマークのデータの提供
- (2) 海幸金沢を積極的にPRするための資材の提供
- (3) 登録販売店の消費者への広報宣伝活動

(登録販売店の責務)

第10条 登録販売店は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意するものとする。

- (1) 販売場所において適正な海幸金沢の表記を行い、海幸金沢ブランドの向上に努めること。
- (2) 海幸金沢に関する知識及び調理法の習得・普及に努めること。

(届出義務)

第11条 登録販売店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録機関に届けるものとする。

- (1) 氏名又は名称を変更したとき。
- (2) その他申請書記載事項等に変更があったとき。

(点検指導)

第12条 登録機関は、必要に応じ登録販売店に対して、点検指導を行うことができるものとし、登録販売店はこれに協力するものとする。

2 前項の規定による点検指導の結果、適正でないと認めるときには、登録販売店に対し

てその改善を指示することができる。

(登録販売店の取消し)

第13条 登録機関は、次のいずれかに該当するときは、登録販売店の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録販売店が登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録販売店から登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 虚偽の申請により登録されたとき。
- (4) 登録看板等を不適切に使用したとき。
- (5) 登録販売店が前条の規定による指導後の改善の指示に従わない場合で、従わないことに正当な理由がないとき。
- (6) その他、登録販売店がこの要綱による制度の運用について重大な支障をきたす行為をしたとき。

(実績報告)

第14条 登録販売店は、必要に応じて、海幸金沢の取扱実績等について登録機関に報告するものとする。

(審査委員会の設置)

第15条 登録の審査を行うため、審査委員会を登録機関内に置く。

- 2 審査委員会は、登録機関の構成員より選任し、12名以内で組織する。
- 3 審査委員会に委員長を置き、審査委員の互選によりこれを選任する。
- 4 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する審査委員がその職務を代理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、登録機関が別に定める。